

# 2023 ガスサロンイベント企画・運営委託業務 仕様書

資料 2

## 第一節 業務委託概要

1. 業務名称 2023 ガスサロンイベント企画・運営委託業務

2. 委託期間 契約日の翌営業日 から 令和6年3月31日まで

### 3. ガスサロンイベント開催概要

#### (1)開催目的

仙台市ガス局ショールーム「ガスサロン」において、ファミリー向け集客イベントを定期的で開催することで、来館者数を増やし、これまで来館されたことがないお客さまにガスサロンを身近に感じていただく機会を創出し、施設の認知度及び好感度の向上を図る。

また、ガスサロンの各種展示品、既存設備の有効活用によるガスPRを行うもの。

(2)名 称 ガスサロンフェア（仮称）

#### (3)開催日程

季節に合わせて年4回開催する。日程および時間帯は下記を予定とするが、受託者の提案により決定する。

第1回目 : 令和5年8月5日(土) 9:30~16:00

第2回目 : 令和5年9月16日(土) 9:30~16:00

第3回目 : 令和5年12月9日(土) 9:30~16:00

第4回目 : 令和6年3月2日(土) 9:30~16:00

(4)会 場 仙台市ガス局ショールーム「ガスサロン」

#### 【基本情報】

- ・ 所在地 : 仙台市青葉区中央 2-10-24
- ・ 営業時間 : 9:30~18:30
- ・ 休館日 : 毎月第2・第4月曜日（12月は第2月曜日のみ）・年末年始



#### (5)実施内容

- ・ 受託者の提案による集客イベント（飲食、物販、ステージ、ワークショップ等）
- ・ 委託者側ガス局職員による各種企画、ブースの展開（調理体験、飲食おふるまい等）
- ・ その他賑やかしの企画

- (6) ターゲット
- ・ファミリー世帯
  - ・これまでガスサロンに来館したことがないお客さま
- ※都市ガス使用の有無は問わない

(7) 来場目標 3,000人(1回あたり750人)

※ 参考 2022 ガスサロンイベント

- 第1回：8月6日(土)ガスサロン夏祭り(来場者数975名)
- 第2回：9月10日(土)ガスサロン食材王国グルメフェア(来場者数413名)
- 第3回：12月18日(日)ガスサロンイルミナイト(来場者数785名)
- 第4回：3月4日(土)ガスサロン春のスイーツフェス(来場者数673名)

## 第二節 ガスサロンイベント業務内容

### 1. ガスサロンイベントのコンセプト・タイトルの作成

- ・ガスサロンで開催するイベントの開催目的及びターゲットに沿ったコンセプトを定義し、イベントタイトルを設定する。また、必要に応じてキャッチコピーを設定する。
- ・イベントタイトルは、年4回実施分について提案すること。なお、イベントのPRをより効果的に行うことができると判断する場合は、年間を通じて共通のタイトルを使用することも可能とする。

### 2. 集客イベントの企画・運営

#### (1) 集客イベントの企画

- ・**仕様書別紙1**で示したガスサロンの館内使用可能スペースを参考にしながら、「1」で設定したコンセプトに沿った集客イベントを年4回分それぞれについて提案の上、実施すること。1F キッチンパレットは委託者側にて調理体験イベントを実施する。2F コミュニティースクエアは1Fの展示機器移動場所となるため、基本的に使用は不可とする。ただし、受託者側にて更に効果的な企画や、2F コミュニティースクエアにおける展示機器PRのため、独自の回遊策等を企画する場合は、その使用について提案に含めることを可とする。
- ・集客イベントの内容は、賑やかさを重視することとし、ガスサロンに関心のなかったお客さまや、施設の前を通行したお客さまが来館したくなるようなインパクトのある企画を提案すること。
- ・四季に合わせて実施するため、原則として企画内容には季節感を取り入れること。
- ・軸となるメイン企画の他に、各回ワークショップ等のお子さま向けの企画を提案すること。この際、少額の料金(材料費・食材費程度)の徴収を可とする。

- ・ ファミリー世帯の来場が中心となることから、各コーナーの待ち時間やその後の時間をお子さまがフリーで遊べるような空間があれば望ましい。
- ・ ガス採用に繋がる策として、ガスサロン展示物(1F, 2F)の PR、最新ガス機器の体験ができる企画提案があれば望ましい。  
例) 館内スタンプラリー回遊、マイクロバブルバス実機体験、乾太くん実機体験、ガス管を使用した遊び等
- ・ 上記イベントのほか、より集客効果を高めるため、委託者側による独自出展企画、またキッチンパレットでガスコンロを使用した調理体験(スイーツ作り)やおふるまい等を実施するため、受託者は必要に応じて協力すること。

## (2) 会場レイアウトの設定

- ・ **仕様書別紙 1**を参照し、集客イベントの会場レイアウトを設定すること。
- ・ サインや順路、ベルトパーテーション等を効果的に配置し、来館者がスムーズに動けるよう配慮すること。

## (3) 造作・備品

- ・ 採用された集客イベントの実施に必要な造作・備品については、受託者が手配すること。(委託者企画出展ブースを除く)
- ・ ガスサロン備品として、以下のものを必要に応じて使用可能。  
長テーブル 20 台、椅子 60 脚程度、ピクニックテーブル椅子セット 2 セット、ベルトパーテーション 13 本、チェーンパーテーション 20m 程度。数量が足りなくなる場合は、受託者にて手配すること。
- ・ のぼり、スタッフジャンパー、ネームホルダーは委託者側にて準備する。

## 3. ガスサロンイベントの管理運営

- ・ 運営スタッフとして、受託者が必要な人員を手配すること。
- ・ イベントの実施にあたり、当日の流れや準備物、運営面での注意事項が記載された運営マニュアルを作成すること。

## 4. ガスサロンイベントの広報・広告の実施

- ・ ガスサロンイベントを広く周知するため、各種媒体の活用等効果的な広報を企画・提案し、実施すること。特にファミリー向けの来場者が多いことから、来場年齢層を考慮した広告媒体を選定すること。
- ・ 各 4 回のイベント開催内容に応じたチラシデータ (A4)、ポスターデータの製作 (A2) をすること。
- ・ 使用する広告媒体・投下量について提案書に記載すること。
- ・ 第 2 回目のガスサロンイベントではガスフェア(令和 5 年 10 月末仙台国際センター展示棟にて開催予定)との相乗効果が期待できるような広報展開を行うこと。

## 5. その他の独自提案

- ・ 「2 集客イベントの企画・運営」及び「4 ガスサロンイベントの広報・広告の実施」に掲げる内容のほか、業務委託料の範囲内において、ガスサロンの認知度・好感度を高めるための新たな企画があれば、提案、実施しても良い。

## 6. その他

- ・ 各イベントの当日は、来場者の属性や来場動機、満足度、ガスフェアとの相乗効果等を確認するためのアンケートを委託者側にて実施することから、受託者は必要に応じて協力すること。
- ・ 各イベントの当日は、総来場者数を「大人男」、「大人女」、「子ども」の3区分でカウントし、翌日までに速報として報告すること。カウント場所は、北側、南側出入口の2箇所とする。
- ・ イベント終了後速やかに、来場者数、当日の様子、記録写真等をまとめた実施報告書を作成の上、データで提出すること。

# 第三節 その他

## 1. 見積項目

下記の項目について、イベント4回分の費用の内訳が分かる明瞭な見積書を作成すること。

### (1) 会場設営費

- ・ 造作費（設営撤去、工事費等）
- ・ 運営費（運搬費、処分費、イベント保険料、ケータリング等）
- ・ 人件費（事前作業費、出演者関係費等）
- ・ イベント関係費（リース備品等）

### (2) 広告宣伝費

- ・ 広告データ等制作費
- ・ 提案に基づく広報関連費等

### (3) その他

- ・ 上記以外に必要な経費

## 2. 著作権について

受託者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引き渡し時に委託者へ無償で譲渡するものとする。また、本事業の為に撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受託者及び委託者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うことを原則とする。

### 3. 契約に関する条件等

#### (1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

#### (2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (3) 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いは、業務委託終了後の一括払い、または各回の区分払いとする。区分払いを希望する場合の支払額については、契約締結時に委託者と受託者との間の協議に基づき定めるものとし、業務委託終了後、または各回の業務完了後、受託者からの請求に基づき支払う。なお、区分払いにおいては各回業務完了届の提出及び検査を必要とする。

### 4. ガスサロンイベント開催中止または規模縮小に伴う特記事項

#### (1) イベントの中止または規模縮小について

- ・ 天災または荒天等の理由によりイベントの開催中止または規模縮小（以下、「中止・縮小」という）の判断をする場合がある。
- ・ 中止・縮小の連絡については、委託者から受託者に対し、電話・電子メール等で行う。

#### (2) 中止・縮小した場合の業務委託料について

- ・ 委託者は、中止・縮小を判断し、受託者へその旨を連絡し了解を得た日までの期間に、既履行部分があると認めるときは、その検査において合格と認める場合、当該既履行部分に相応する業務委託料（出演者のキャンセル料等含む）（以下、既履行部分委託料という）を変更契約の上、受託者へ支払う。なお、受託者は履行したことが確認できる書類（発注書や電子メールの写し）等を委託者へ提出しなければならない。
- ・ 受託者は、既履行部分委託料に消費税相当額を加えた額を請求額とする。

#### (3) 受託者の損害賠償請求について

- ・ 受託者は、中止・縮小による変更契約により業務委託料が3分の2以上減少した場合であっても、委託者へ損害賠償請求しないものとする。（別紙契約書、第29条第1項、第38条第1項関連）

#### (4) その他

- ・ 中止・縮小となった場合であっても、既履行部分のうち、委託者が必要と認めた備品等については、成果物として納品すること。

### 5. 再委託に関する特記事項

- ・ 別紙契約書第6条第1項に関する再委託について、当該業務委託にかかる企画提案競争に指名されている事業者への再委託は認めないものとする。

## 6. その他

- ・ 本業務を遂行することに伴う発注者への説明・連絡調整については必要に応じて随時行うこととする。
- ・ 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上決定する。
- ・ 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、委託者が所有権を放棄する場合を除き、委託者に所有権が帰属するものとする。